

## 授業料の免除，徴収猶予及び月割分納の各制度における 対象者の選考基準の説明について

授業料の免除，徴収猶予及び月割分納の各制度（以下「授業料免除等」といいます。）における対象者の選考は，佐賀大学入学料及び授業料免除等規程（平成16年4月1日制定）及び佐賀大学入学料及び授業料免除等選考基準（平成16年4月1日制定）並びにこれに関連する申し合わせ等により選考し，本学の学生委員会の議を経て，学長が決定しています。

本学学生の皆さんが授業料免除等を申請されるにあたり，その参考にしていただくために選考基準を下記のとおり説明します。

なお，授業料免除等の選考基準について，本説明はあくまでも申請にあたっての参考にしていただくことを目的として作成しておりますので，本学の選考結果が学生の皆さんの判断と相違する場合も想定されますが，ご了承ください。よろしくお願いいたします。

選考結果について不明な点がある場合は，学生センターの学生生活課授業料免除担当窓口においでください。

### 記

#### 1 概 要

授業料免除等の選考基準は，学業成績基準と家計基準の2つに区分されています。この2つの基準に基づいて，学長が定めた予算（授業料の免除の総額）の範囲内で決定しています。

このため，限られた予算の範囲内での選考ですので，学業成績基準及び家計基準をクリアされた対象者について，家計基準に基づき算出した家計評価額（3で説明しています。）により順位を付して全額免除と半額免除の選考をしています。

なお，当該年度の留年者及び修業年限を超えて在学する学生は，病気，留学など特別な事由があると認められる場合を除き，選考の対象としないこととなっています。

#### 2 学業成績基準

学業成績基準は，学部生，大学院修士・博士前期課程及び大学院博士・博士後期課程の区分ごとに，それぞれ1年次在學生と2年次以上在學生に分けて次の各号のとおり規定されています。

なお，次の各号中に表記されている「学業成績評点」は，次の算式により算出（小数点以下第2位を四捨五入）されます。

$$\text{学業成績評点} = \frac{\text{秀の単位数} \times 4 + \text{優の単位数} \times 3 + \text{良の単位数} \times 2 + \text{可の単位数} \times 1}{\text{修得単位数合計}}$$

また，次の①から④のいずれかに該当する方については，特例として，学業成績基準が緩和されます。（以下「基準緩和」といいます。）

- ①主たる家計支持者を失った者
- ②生活保護法による被保護世帯及びこれに準ずると認められる世帯に属する者
- ③障害者（本人）
- ④原子爆弾による被爆者及び被爆者の子女

##### （1）学部1年次に在学する者

高等学校又は高等専門学校等から提出された調査書の評点平均値が3.2以上の者，又は入学試験の成績が本人の属する学科又は課程において上位3分の1以内の者となっています。

なお，基準緩和は，入学試験の成績が本人の属する学科又は課程において上位2分の

1 以内の者となっています。

(2) 学部 2 年次以上に在学する者

前年度までに次表の標準修得単位数を修得し、かつ、学業成績評点が 2.1 以上の者となっています。(学業成績の評価が「認定」については、「良」として取り扱います。)

ただし、第 4 年次(医学部医学科においては 6 年次)に在学する者については、標準修得単位数及び学業成績評点の基準を満たした者で、修業年限内に修業見込みのある者となっています。

在学年次	第 2 年次	第 3 年次	第 4 年次	第 5 年次	第 6 年次
標準修得単位数	30 単位	60 単位	90 単位	120 単位	120 単位

なお、基準緩和は、上記の学業成績評点が 1.8 以上の者となっています。

(3) 大学院修士・博士前期課程第 1 年次に在学する者

大学学部在学中の学業成績評点が 2.1 以上の者又は入学試験の成績が本人の属する専攻において優秀な者とする。

(4) 大学院修士・博士前期課程・専門職学位課程第 2 年次に在学する者

第 1 年次における修得単位数が 8 単位以上あって、かつ、その学業成績評点が 2.1 以上の者とする。

但し、専門職学位課程における修得単位数は、12 単位とする。

(5) 大学院博士・博士後期課程第 1 年次に在学する者

修士・博士前期課程の学業成績又は博士課程・博士後期課程の入学試験の成績が本人の属する専攻において特に優秀な者とする。

(6) 大学院博士・博士後期課程第 2 年次以上に在学する者

博士課程・博士後期課程の前年次までの学業成績が本人の属する専攻において特に優秀な者とする。

### 3 家計基準

家計基準は、「佐賀大学入学料免除及び授業料免除等に係る家計評価額の計算方法」により算出した本人の属する世帯の 1 年間の総所得金額(以下「総所得金額」という。)が、(5)に定める収入基準額以下(総所得金額から収入基準額を差し引いた額であり、これを「家計評価額」といいます。)となっています。

つまり、免除の対象となる者は(5)の収入基準額により算出した家計評価額がマイナス及びゼロであるという基準をクリアしなければならないということです。

$$\boxed{\text{家計評価額}} = \boxed{\text{総所得金額}} - \boxed{\text{収入基準額}}$$

また、家計評価額が低い方から順位を付します。そして、予算の範囲内で免除者を決定していくこととなります。

次に「佐賀大学入学料免除及び授業料免除等に係る家計評価額の計算方法」について説明します。これは、総所得金額と家計評価額の計算(算出)方法を決めているもので、家計評価額の計算方法は前述のとおりであり、総所得金額の計算方法は次のとおりです。

$$\boxed{\text{総所得金額}} = \boxed{\text{総収入金額}} - \boxed{\text{必要経費}} - \boxed{\text{特別控除額}}$$

それでは、総所得金額、総収入金額、必要経費、特別控除額及び収入基準額のそれぞれについて、説明します。

(1) 総所得金額

総所得金額とは、総収入金額から、(3)に掲げる必要経費及び(4)に掲げる特別控除額を差し引いた金額をいいます。

(2) 総収入金額

総収入金額とは、申請者本人の属する世帯(家族)の金銭、物品などの1年間の収入金額をいいます。

なお、次の項目について特に定められています。

① 申請者本人が大学院に在学する者で、次のいずれにも該当することにより独立生計者と認定された者の総収入金額(配偶者があるときは配偶者の1年間の総収入金額を含めます。)は、父母等から金銭、物品などの給付を受けている場合は当該金額を合算した額となります。

ア) 申請者本人(配偶者があるときは、配偶者を含む。)に収入があり、当該収入に係る所得申告により所得証明書が発行される者

イ) 所得税法上で申請者本人が父母等の扶養親族でない者

ウ) 申請者本人が父母等と別居している者

② 1年間の収入金額は、申請の前年1年間の額とし、申請者本人が前年度に受給した給付型奨学金は総所得金額に加算し、授業料相当額は特別控除の対象となりません。また、奨学金の取扱いは次のとおりとします。

ア) 貸与型奨学金は総所得金額に加算しません。

イ) 申請者本人の学種が前年度と異なるときは、前年度に受給した給付型奨学金は総所得金額に加算しません。

ウ) 申請者が引き続き学部から大学院に入学した者及び修士(博士前期)課程から博士(後期)課程に進学した者であるときは、前年度に受給した給付型奨学金は、総所得金額に加算します。

エ) 申請者本人が日本学術振興会の特別研究員の採用などにより、給付型奨学金の受給を辞退したときや国費外国人留学生から私費外国人留学生への異動により、給付型奨学金の受給がなくなったときは、前年度に受給した給付型奨学金は総所得金額に加算しません。

③ 総所得金額の算定に当たり、申請者本人及び配偶者の収入が、当該年度において皆無であることが明らかな場合は、前年において収入がある場合であっても、総所得金額に算入しないものとします。

(3) 必要経費

必要経費の控除は、次の所得の種類別により取り扱います。

① 給与所得

俸給、給与、賃金、歳費、年金、恩給、賞与及びこれらの性質を有する給与等(扶助料、傷病手当金等を含む。)の収入金額については、次の算式によって得られた金額を控除します。

ア) 収入金額が104万円以下のものは、収入金額と同額とします。

イ) 収入金額が104万円を超え200万円までのものは、 $\text{収入金額} \times 0.2 + 83$ 万円とします。

ウ) 収入金額が200万円を超え653万円までのものは、 $\text{収入金額} \times 0.3 + 62$ 万円とします。

エ) 収入金額が653万円を超えるものは、258万円とします。

(注) 1 給与所得者が2人以上いる場合は、計算を各人別に行います。

2 就学者を除く家族のうち同一人で2以上の収入源があり、いずれも給与と所得の場合は、収入金額を合算後、総所得金額を算定します。

② 商業、工業、林業、水産業所得

ア) 年売上げ高から、必要経費として、売上品原価と営業経費とを控除します。

イ) 売上品原価には、当該年度内の仕入れであっても、年度末に在庫として残っている分（たな卸資産）は含めません。

ウ) 営業経費とは、雇人費、原価償却費、業務に係る公租公課等収入金額を得るための必要経費をいいます。

③ 農業所得

ア) 総粗収入から必要経費として、肥料、種苗、蚕種、家畜の飼料、動力機の燃料等（過去1年間の収入を得るために実際に消費したもの）の購入費を控除します。

イ) 総粗収入には、農作物の種類別に作付面積から総収量を算出し、これに販売価格を乗じて得た金額（粗収入）のほか、養蚕、牧畜、養豚等農産物以外の収入及び副業収入がある場合には、その収入金額を、すべて前記の収入金額（粗収入）に加算します。家計仕向け分（自家消費）も販売価格で換算して含めるものとします。

④ その他の職業による所得及び雑所得

給与、商業、工業、林業、水産業、農業以外の職業（開業医、弁護士、著述業、公認会計士、外交員、税理士、大工、左官等）によって収入を得ている場合及び利子、配当、家賃、間代、地代、内職収入、親戚・知人等からの援助等による収入の場合、それぞれの収入を得るための必要経費を要したときは、収入金額からその必要経費を控除します。

⑤ 臨時的な所得

ア) 公租公課等の経費を控除します。

イ) 臨時的な所得とは、退職金、退職一時金、保険金、資産の譲渡による所得及び山林所得をいい、当該入学料免除実施前1年間における収入のみとします。

(4) 特別控除額

特別控除額は、母子・父子世帯、就学者のいる世帯、障害者のいる世帯、その他特別の事情のある世帯等について、別紙に掲げる金額を控除します。

特別の事情		特別控除額		
A 世帯 を 対 象 と す る 控 除	① 母子・父子世帯であること。		490,000 円	
	② 就学者のいる世帯であること。	小学校児童1人につき	90,000 円	
		中学校及び中等教育学校の前期課程生徒1人につき	170,000 円	
		国・公立高等学校及び中等教育学校の後期課程生徒1人につき	自宅通学	190,000 円
			自宅外通学	410,000 円
		私立高等学校及び中等教育学校の後期課程生徒1人につき	自宅通学	330,000 円
			自宅外通学	540,000 円
		国・公立高等専門学校学生 (1～3年次) 1人につき	自宅通学	280,000 円
			自宅外通学	500,000 円
		(4・5年次) 1人につき	自宅通学	400,000 円
自宅外通学	620,000 円			
私立高等専門学校学生1人につき (1～3年次) 1人につき	自宅通学	540,000 円		
	自宅外通学	760,000 円		
	(4・5年次) 1人につき	自宅通学 660,000 円 自宅外通学 880,000 円		

	<p>国・公立大学学生 1 人につき 自宅通学 670,000 円 自宅外通学 1,160,000 円</p> <p>私立大学学生 1 人につき 自宅通学 1,110,000 円 自宅外通学 1,590,000 円</p> <p>国・公立専修学校高等課程生徒 1 人につき 自宅通学 70,000 円 自宅外通学 180,000 円</p> <p>私立専修学校高等課程生徒 1 人につき 自宅通学 290,000 円 自宅外通学 390,000 円</p> <p>国・公立専修学校専門課程生徒 1 人につき 自宅通学 250,000 円 自宅外通学 710,000 円</p> <p>私立専修学校専門課程生徒 1 人につき 自宅通学 790,000 円 自宅外通学 1,230,000 円</p>
③ 障害者のいる世帯であること。	障害者 1 人につき 990,000 円
④ 長期療養者のいる世帯であること。	療養のため経済的に特別な支出をしている金額。
⑤ 主たる家計支持者が別居している世帯であること。	別居のため特別に支出をしている金額。ただし、710,000 円を限度とする。
⑥ 火災, 風水害, 盗難等の被害を受けた世帯であること。	日常生活を営むために必要な資材あるいは生活費を得るための基本的な生産手段(田・畑・店舗等)に被害があつて、将来長期にわたつて支出増又は収入減になると認められる年間金額。
⑦ 父母以外の者で収入を得ている者のいる世帯であること。	父母以外の者の所得者 1 人につき 380,000 円。 なお、その所得が 380,000 円未満の場合はその所得額。 ただし、本人及び配偶者の所得については控除できない。
B 本人を対象とする控除	(大学・大学院) 自宅通学 280,000 円 自宅外通学 720,000 円

- 備考1 A欄の「②就学者のいる世帯であること。」による控除は、就学者の中に出願者本人分は含めません。
- 2 A欄の「②就学者のいる世帯であること。」による控除（国立学校に係るもの）は、当該就学者が全額授業料免除を受けている場合は、B欄の「本人を対象とする控除」と同額とし、半額授業料免除を受けている場合はB欄の金額と授業料納入金額との合計額がA欄の「②就学者のいる世帯であること。」による控除額を超えない範囲内で授業料納入金額を加算することができます。
- 3 就学者の学種が申請時と異なる場合は、申請時の学種によりA欄の「②就学者のいる世帯であること。」による控除額を適用します。
- 4 A欄の控除については、該当する特別の事情が2以上ある場合にはそれらの特別控除額をあわせて控除することができます。

(5) 収入基準額

収入基準額は、それぞれ学部生、大学院修士課程・博士前期課程及び大学院博士課程・博士後期課程の区分ごとに定められています。

授業料免除収入基準額

ア) 学部生

区		分
世帯 人員	1人	1, 340, 000円
	2人	2, 130, 000円
	3人	2, 450, 000円
	4人	2, 680, 000円
	5人	2, 880, 000円
	6人	3, 030, 000円
	7人	3, 160, 000円

(備考) 世帯人員が7人を超える場合は、1人増すごとに130,000円をそれぞれ世帯人員7人の収入基準額に加算する。

イ) 大学院修士・博士前期課程

区		分
世帯 人員	1人	1, 460, 000円
	2人	2, 320, 000円
	3人	2, 680, 000円
	4人	2, 920, 000円
	5人	3, 150, 000円
	6人	3, 300, 000円
	7人	3, 460, 000円

(備考) 世帯人員が7人を超える場合は、1人増すごとに160,000円をそれぞれ世帯人員7人の収入基準額に加算する。

ウ) 大学院博士・博士後期課程

区		分
世 帯 人 員	1人	2,040,000円
	2人	3,240,000円
	3人	3,740,000円
	4人	4,060,000円
	5人	4,390,000円
	6人	4,600,000円
	7人	4,820,000円

(備考) 世帯人員が7人を超える場合は、1人増すごとに220,000円をそれぞれ世帯人員7人の収入基準額に加算する。